

公拡法に基づく届出について（公拡法第4条）

届出が必要なケース	<p>① 都市計画施設の区域内で、土地所有者が200㎡以上の土地を売買又は交換等により有償で譲渡しようとするとき。</p> <p>② 市街化区域内で5,000㎡以上の土地を有償譲渡する場合及びその他都市計画区域内で10,000㎡以上の土地を有償譲渡するとき。</p>
届出先 (1部提出)	<p>市公拡法窓口（都市計画課）に届出します。 届出の様式は、市都市計画課の窓口に備え付けてあります。 土地有償譲渡届出書</p>
添付書類 (1部提出)	<p>下記書類を届出書に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図（土地の位置を明らかにしたおおむね縮尺50,000分の1の地形図） ・ 土地登記簿謄本 ・ 公図 ・ 測量図（土地の面積が実測による場合） ・ その他知事が必要と認めた書類
届出の時期	<p>契約締結前</p>
届出に対する通知	<p>届出に対する通知は、3週間以内に行います。なお届出がなされた場合、地方公共団体から買取りの協議が希望された場合は、その旨通知します。なお、その際には、当該地方公共団体と土地の買取りについて協議していただくこととなります。買取りの協議を希望する地方公共団体がない場合には、その旨を通知します。</p>
譲渡の制限	<p>届出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体がない旨の通知がされるまで、土地の譲渡はできません。買取りの協議を希望する地方公共団体がある旨通知された場合は、通知されてから3週間は土地の譲渡ができません。（その期間中に協議が成立しないことが明らかになった場合はその時点まで）</p>

公拡法に基づく申出について（公拡法第5条）

<p>申出が可能なケース</p>	<p>都市計画区域内で100㎡以上の土地を所有し、地方公共団体等への売り渡しを希望するとき。</p>
<p>申出先 (1部提出)</p>	<p>市公拡法窓口（都市計画課）に届出します。 申出の様式は、市都市計画課の窓口に備え付けてあります。 土地買取希望申出書</p>
<p>添付書類 (1部提出)</p>	<p>下記書類を届出書に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図（土地の位置を明らかにしたおおむね縮尺50,000分の1の地形図） ・ 土地登記簿謄本 ・ 公図 ・ 測量図（土地の面積が実測による場合） ・ その他知事が必要と認めた書類
<p>申出の時期</p>	<p>随時</p>
<p>申出に対する通知</p>	<p>申出に対する通知は、3週間以内に行います。なお申出がなされた場合、地方公共団体から買取りの協議が希望された場合は、その旨通知します。なお、その際には、当該地方公共団体と土地の買取りについて協議していただくこととなります。買取りの協議を希望する地方公共団体がない場合には、その旨を通知します。</p>
<p>譲渡の制限</p>	<p>申出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体がない旨の通知がされるまで、土地の譲渡はできません。買取りの協議を希望する地方公共団体がある旨通知された場合は、通知されてから3週間は土地の譲渡ができません。（その期間中に協議が成立しないことが明らかになった場合はその時点まで）</p>